

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 (市町村コード)	栃木県矢板市 (09211)	
地域名 (地域内農業集落名)	沢、成田、豊田地区 (沢、成田、豊田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手及びその他農業者において規模拡大の意向があることから、営農維持の支援や更なる農地集積・集約化を図る必要がある。

水田作付面積:主食用米155.1ha、麦6ha、飼料用米35.2ha、WCS稲6.1ha、飼料用作物14.7ha、そば0.3ha、花木0.5ha、花き0.2ha、園芸作物(いちご、しゅんぎく、ばれいしょ、しいたけ ほか)6ha、果樹0.8ha、保全管理25.4ha ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用米を主要作物としつつ、市内畜産農家に提供する飼料用米、WCS、飼料作物の生産に取り組み、耕畜連携を確立する。

認定農業者に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担うものを募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	381.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	381.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年6月2日、7月6日～10日開催)において、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

成田27-1(2,646㎡)、成田1299-1(1,848㎡)、成田1299-2(2,098㎡)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作しやすい環境づくりに取り組み、地区内の担い手や規模拡大志向の農業者に対して更なる農地集積・集約化を図る。 農地賃貸借における出し手と担い手の役割や条件の明確化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が安心して営農できるよう各種事業の活用を視野に入れて有害鳥獣被害への対策を講じる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布の作業効率化が期待できるドローンによる航空散布及びカントリーエレベーターの利用をJAへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①③作業効率化のため、農薬散布、害獣対策等にドローンの導入を検討する。
 ②土壌診断を行い、効率的な施肥及び農薬処理等に努める。
 ⑨耕種農家は飼料作物等を畜産業者に供給し、畜産業者は家畜排泄由来堆肥を耕種農家に供給できるサイクルを確立する。